

日バス協総第128号
令和2年5月1日

各都道府県バス協会
会長様

公益社団法人日本バス協会
会長 三澤 憲一

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を踏まえた道路運送法等の運用について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局旅客課長より、各地方運輸局及び沖縄総合事務局に対し、新型コロナウイルスの感染拡大が一日も早く終息するよう、国として感染拡大の防止に全力を挙げて取り組んでいく必要があるため、一時的かつ緊急的な措置として、道路運送法等において、令和2年5月末までの報告等を求めている各種手続きについては、できる限り柔軟な運用を行うこととする旨の通達がありました。

つきましては、各地方協会におかれましてもその趣旨を了知されるとともに、会員事業者へ周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

以上